

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律  
施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集（パブリックコメント）  
に寄せられたご意見について

令和5年3月17日  
厚生労働省職業安定局雇用政策課

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関し、令和5年1月17日から令和5年2月15日まで御意見を募集したところ、計7件の御意見をいただき、そのうち本件と関係のある御意見は1件でした。お寄せいただいた御意見と御意見に対する考え方は以下のとおりです。

本パブリックコメント募集の対象外となる事項に関する御意見について回答はいたしません。お寄せいただいた御意見に関しましては、今後の参考とさせていただきたいと考えております。

皆様のご協力に御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>基本的に省令案に賛同します。</p> <p>《理由》</p> <p>就職氷河期世代の公務員採用については目標を達成したものの、民間事業者による正社員採用の動きは広がっておらず、2年間の延長は必要な措置と考えます。ただし35歳から54歳という対象年齢は初年度から変更されておらず、1年経過する毎に対象年齢を1歳繰り上げるといふ補正をおこなわなければ「就職氷河期世代」という本来の対象からは徐々に外れていくこととなります。また正社員雇用30万人増という目標も、対象者が多少入れ替わることにより正確に算出することが困難となります。ですので当該省令が適用される対象者の年齢は、支援開始日から1年経過する毎に1歳繰り上げる等の措置が必要と考えます。</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p>